

令和 2 年度 2 月 補 正

内 容 説 明 資 料

○ 目次

- 1 事業の未着手により執行しない事業(20,000千円以上) . . . P 1
- 2 既に予算措置されている事業に係る継続費、繰越明許、債務負担行為の補正 . . . P 3
- 3 委員会に付託するもの . . . P 6

1 事業の未着手により執行しない事業(20,000千円以上)

(単位：千円)

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細節	事 業 名	現予算額	補正後予算額	内 容
1	行政経営部	庁舎整備課	01	10	05	25	25	01	本庁舎整備基金	500,000	0	新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、財政状況の悪化が見込まれるため、令和2年度の基金の新規積立てを見送るもの。
2	健康福祉部	高齢者いきいき課	01	15	05	25	19	02	地域密着型サービス等整備助成事業補助金	42,510	0	地域密着型サービス施設を整備する事業者に対し、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(10/10)を活用して補助するものだが、令和2年度の整備予定が無くなったため、補助金の交付が未実施となったもの。令和2年度予定の2施設のうち、1施設(仮称鎌倉ケアホームえん：今泉台)は開設場所が定まらなかったため、1施設(小規模多機能型居宅介護ふあいと今泉の里)は改修を見送ったもの。
3	こどもみらい部	保育課	01	15	10	10	19	02	保育所等整備費補助金	400,000	0	私立保育所2施設(梶原の森たんぼ共同保育園、認定こども園アワーキッズ鎌倉)の建替に伴う、補助金(国庫1/2(保育所等整備交付金))の皆減。梶原の森たんぼ共同保育園は開発手続きに時間を要し、アワーキッズ鎌倉は事業計画が見直されたことから、今年度の建替を見送るもの。令和3年度以降に改めて予算計上する。
4	都市整備部	下水道河川課	01	45	15	10	17	90	大塚川から新川への分水用地取得費	99,000	0	建物等移転補償費について、当初予算額では不足することが判明したものの、新型コロナウイルス感染症まん延によりその財源の捻出が困難となったことから、今年度の執行を見送ったもの。令和3年度に改めて予算計上する。
5	都市整備部	下水道河川課	01	45	15	10	22	01	大塚川から新川への分水用地建物等移転補償金	20,000	0	建物等移転補償費について、当初予算額では不足することが判明したものの、新型コロナウイルス感染症まん延によりその財源の捻出が困難となったことから、今年度の執行を見送ったもの。令和3年度に改めて予算計上する。

1 事業の未着手により執行しない事業(20,000千円以上)

(単位：千円)

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細節	事 業 名	現予算額	補正後予算額	内 容
6	文化財部	文化財課	01	55	20	10	13	90	出土品再整理作業委託料	28,327	0	展示や貸し出し、調査閲覧等の公開活用をよりしやすくするために出土品を再整理するもの。国庫補助金(1/2)が見込まれていた。しかし、資料選別等の事前準備が新型コロナウイルス感染症対策のため遅れたこと、また国庫補助金の対象とならないことが判明したことから実施を見送ったもの。

2 既に予算措置されている事業に係る継続費、繰越明許、債務負担行為の補正

(1) 継続費の補正

(単位：千円)

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細 節	事 業 名	設定額	内 容
1	こどもみらい部	こども支援課	01	15	10	20	13 15	90	(仮称) おなり子どもの家等 耐震改修及び増築事業	0	<p>本工事を実施する前に必要となる木材劣化診断について新型コロナウイルスの影響により、スケジュールが後ろ倒しとなり、令和2年11月末に診断結果が納品される形となった。その結果を受けて実施する構造設計業務も入札不調等によりさらに着手が遅れた。</p> <p>これらのことにより、本工事については令和2年度～4年度で継続費を設定していたが、事業スケジュールを見直したことにより、令和2年度中に工事契約を締結することができなくなったため、当初設定した継続費を廃止するもの。経費の総額及び竣工年度は変更しないため、令和3年度～4年度の継続費を改めて設定予定。令和2年度が継続費の開始年度であり執行が無くなるため、継続費を一旦廃止した上で、令和3年度当初予算で改めて設定するもの。</p>

2 既に予算措置されている事業に係る継続費、繰越明許、債務負担行為の補正

(2) 繰越明許費の補正

(単位：千円)

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細節	事 業 名	設定額	内 容
1	共創計画部	文化人権課	01	10	05	55	11	07	鎌倉芸術館非常用発電機直流電源装置修繕事業	12,000	参加者辞退等の理由により一般競争入札が中止となり、あらためて入札の実施が必要だが、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、受注生産である基盤部分の製品の発注が今年度の下半期に集中しており、納品されるまでに4か月以上を要することから、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定しようとするもの。
2	都市整備部	道路課	01	45	10	10	15	90	大船駅東口ペDESTリアンデッキ修繕工事	59,250	本工事は、大船駅東口ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画に基づき、デッキ橋面の舗装等の修繕を行うものだが、現場作業において、既存床版の一部の劣化が著しいことなどが判明し、調査・協議に時間を要したため、本工事の年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しようとするもの。 なお、工事完了は令和3年(2021年)4月を予定している。
3	都市整備部	下水道河川課	01	45	15	10	15	90	河川維持修繕工事 (普通河川 二階堂川)	6,485	本工事は、令和元年(2019年)9月に発生した台風第15号の影響により破損した護岸の修繕を行うものだが、文化財課が施工する防災工事(史跡永福寺跡崩落防止対策業務)と施工箇所が重複しているため、双方の施工業者決定後、施工順番、施工方法、施工時期等について調整を行い、施工性・安全性の観点から文化財課施工の防災工事完了後に本工事を実施することとした。しかし、当該防災工事の遅延に伴い、本工事の年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しようとするもの。 なお、工事着手は令和3年(2021年)3月頃を、工事完了は令和3年(2021年)5月頃を予定している。
4	共創計画部	交通政策課	01	45	20	05	13	90	短期的観光渋滞対策関連調査事業	19,000	国庫委託金を国土交通省から受けて実施するものだが、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、国との調整が遅れたことから、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定しようとするもの。

2 既に予算措置されている事業に係る継続費、繰越明許、債務負担行為の補正

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細節	事 業 名	設定額	内 容
5	都市整備部	みどり課	01	45	20	05	13	90	鎌倉市緑の基本計画改訂業務委託	3,971	本業務は、鎌倉市緑の基本計画の見直しを行うものだが、昨今の感染症拡大の終息が見込めない状態にあっては、コロナ禍におけるオープンスペースの役割の再評価や求められる緑の機能など、検討を深める事項が増え、緑政審議会からの意見聴取や庁内関係課との調整などに時間を要していた中、令和3年(2021年)1月7日に緊急事態宣言が発出され、緑政審議会の開催が困難となり、年度内に必要な意見聴取が実施できない見込みとなったことから繰越明許費の設定をしようとするもの。
6	都市整備部	公園課	01	45	20	05	13	90	(仮称)常盤緑地復旧事業	12,980	本事業は、令和元年(2019年)に発生した台風第15号及び第19号により被害が生じた(仮称)常盤緑地の復旧を行うもので令和2年度一般会計補正予算第6号(9月補正)において予算措置したもの。 予算措置後、一般競争入札を実施するべく業者複数者に見積依頼したが、繁忙につき年度内に要員を確保できないことから辞退が相次いだ。業者に聞き取りを行ったところ、令和3年度に着手する工程であれば対応できる旨の回答があったことから、令和3年度当初から速やかに事業実施するため、繰越明許費の設定をしようとするもの。
7	教育部	教育総務課	01	55	10	05	11	01	小学校保健特別対策事業	20,400	本事業は、感染リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するため、学校における感染症対策、教職員の研修支援、児童及び生徒の学びの保障をする体制の整備を促進するもので、国庫補助金(1/2)が交付されるもの。 国からの通知に基づき、令和2年度一般会計補正予算第5号(7月補正)で予算措置した学校保健特別対策事業費補助金に追加するもので、令和2年度中の予算計上が補助対象要件となっている。納品等が年度末に間に合わない可能性があるため、繰越明許費の設定をしようとするもの。
8	教育部	教育総務課	01	55	15	05	11	01	中学校保健特別対策事業	10,800	本事業は、感染リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するため、学校における感染症対策、教職員の研修支援、児童及び生徒の学びの保障をする体制の整備を促進するもので、国庫補助金(1/2)が交付されるもの。 国からの通知に基づき、令和2年度一般会計補正予算第5号(7月補正)で予算措置した学校保健特別対策事業費補助金に追加するもので、令和2年度中の予算計上が補助対象要件となっている。納品等が年度末に間に合わない可能性があるため、繰越明許費の設定をしようとするもの。

3 委員会に付託するもの

(単位：千円)

No	部 名	課 名	会計	款	項	目	節	細節	事 業 名	現予算額	補正後予算額	内 容
1	行政経営部	行政経営課	01	10	05	25	13	90	【債務負担行為の設定】 機構改革に伴う什器備品の移設事業	—	—	令和3年4月1日付の機構改革に伴うレイアウト変更の際に、什器備品の移設作業を行うが、事務手続きに時間を要するため、令和2年度中から入札の手続きを行うことができるよう、債務負担行為の設定を行うもの。 債務負担行為設定額：3,219千円 令和2年度 0千円 令和3年度 3,219千円
2	共創計画部	文化人権課	01	55	20	35	13	90	【債務負担行為の設定】 鎌倉文学館管理運営事業	—	—	12/14の選定委員会で審査・採点を行い次期指定管理者候補者を決定し、市議会2月定例会に指定管理者の指定について議案を提案することから、令和2年度から4年度の指定管理料の債務負担行為の設定を行うもの。 債務負担行為設定額：142,388千円 令和2年度 0千円 令和3年度 71,444千円 令和4年度 70,944千円
3	教育部	教育指導課	01	55	05	15	19	02	修学旅行等キャンセル料補助金	755	12,882	新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、予定していた修学旅行等を延期または取消した場合のキャンセル料等の経費について、その全額を学校に対し補助し、各家庭（保護者）の負担を軽減しようとするもの。
4	健康福祉部	保険年金課 【後期高齢者医療事業特別会計】	27	05	05	05	13	90	後期高齢者医療システム等税制改正対応作業委託料	0	9,583	令和3年1月1日施行の税制改正に伴い、後期高齢者医療システム及び税基幹システムを改修するもの。 令和3年度の保険料算定から適用されるため、令和2年度に実施する必要があるもの。
5	健康福祉部	保険年金課	01	15	05	25	28	90	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	0	7,997	上記に伴い、一般会計繰出金を計上するもの。